

## パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会（5 月 20 日）決議内容

◎は改正項目

2020 年 5 月の規則改正の施行日以降 2020 年 12 月 31 日までに当初（規則改正前）検定切れ、認定切れとなることとなっていた遊技機の取扱いは以下のとおりとする。

- 高射幸性回胴式遊技機については、それぞれ当初の検定切れ、認定切れの日付までに撤去するものとする。
- ◎ ぱちんこ遊技機の羽根モノ、ちょいパチ、甘デジ（TS100 未満）及び回胴式遊技機のノーマル A タイプは、当初の検定切れ、認定切れの日付から 1 年以内に順次撤去を行う。
- 上記以外の遊技機については、2020 年 12 月 31 日までに撤去することとし、2020 年 5 月 20 日時点の当該遊技機設置台数の 15%を目途に毎月撤去を行う。

当初 2021 年 1 月 1 日以降に検定切れ、認定切れとなることとなっていた遊技機の取扱いは以下のとおりとする。

- 高射幸性回胴式遊技機については、それぞれ当初の検定切れ、認定切れの日付までに撤去するものとする。
- ◎ 上記以外の遊技機については、当初の検定切れ、認定切れの日付から 1 年以内に撤去することとし、「新目標 新規則機設置比率（PC/PS 合算）」を目途に毎月撤去を行う。

【新目標 新規則機設置比率（PC/PS 合算）】

2021 年 5 月末「65%」、6 月末「70%」、7 月末「75%」、9 月末「80%」、10 月末「85%」、11 月末「90%」、12 月末「95%」、2022 年 1 月末「100%」

これらの遊技機の計画的な撤去を推進するために、新旧遊技機設置比率明細書を遊技機入替の都度担当所轄警察署へ提出することとする。